

## 熱量変更の実施に伴う一般ガス小売供給約款等の変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、需要家保安の向上と安定供給の確保等の観点から、供給するガスの熱量を45メガジュール/m<sup>3</sup>に統一する熱量変更を実施いたします。それに伴いまして、ガスの供給に係る約款について、2017年10月1日付で下記の通り変更を行います。

この約款の変更につきまして、現行の「一般ガス小売供給約款」2.(3)①および各選択約款の定めに従い、本文書をホームページ等へ掲載すると共に、主な変更の内容を印刷したチラシを各お客さまへ検針時に配布することにより、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付とさせていただきます。

### 記

#### 1. 変更の理由

2017年10月1日より、当社が本庄（児玉町を除く）・上里地域において供給しているガスの熱量が、現行の43.4メガジュールから45メガジュールへと変更になり、当社の供給区域内におけるガスの熱量が統一されることから、それに伴って「一般ガス小売供給約款」および各選択約款（以下「一般ガス小売供給約款」等といいます。）の内容を改めるものです。なお、現在すでに45メガジュールのガスの供給を受けている本庄市児玉町および美里町のお客さまについては、供給条件の実質的な変更はございません。

#### 2. 変更の内容（主な変更）

- ・「一般ガス小売供給約款」等において、「43.4メガジュール地区」および「45メガジュール地区」という語が用いられている部分を削除する。
- ・「一般ガス小売供給約款」等において、それぞれの規定内容を45メガジュール地区について適用されている内容に統一する。
- ・その他、改定前および改定後の料金表、詳細な変更内容などについては、附属する別紙に記載。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がおありの場合は、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号



本庄ガス株式会社

TEL 0495-24-2341（代表）

(別紙)

「一般ガス小売供給約款」等の変更点について

### 3. 用語の定義

(25)「43. 4メガジュール地区」および(26)「45メガジュール地区」についての規定を削除、以下の番号を繰り上げ。

#### 23. 単位料金の計算

「①43. 4メガジュール地区」の内容を削除し、「②45メガジュール地区」についても見出しを削除。また、規定中の【1】から【3】を①から③へ変更。

調整単位料金の計算式を、以下の通りに統一。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

= 基準単位料金 +  $0.075 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

= 基準単位料金 -  $0.075 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

#### 25. 保証金

(1)のうち、「43. 4メガジュール換算で35m<sup>3</sup>/月」を「33m<sup>3</sup>/月」へ変更。

#### 33. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

「43. 4メガジュール地区（調整ガス）」についての記述を削除し、熱量、圧力および燃焼性を旧45メガジュール地区について定められていた内容へ統一。

(2)のうち、「当社の類別は43. 4メガジュール地区は12Aと13A重畳領域のガスが供給されますので、消費機器は12A又は13Aと表示されているものが適合いたします。45メガジュール地区は13Aと表示されているものが適合いたします。」を「当社の類別は13Aですので、ガス機器は13Aと表示されているものが適合いたします。」へ変更。

付則

実施期日について、「平成29年7月1日」を「平成29年10月1日」へ変更。

「3. この約款の実施に伴う切り替え措置」を追加。29年10月10日を料金適用の基準日とし、それ以降に行われる定例検針の翌日から新料金を適用することを規定。

(別表第1)

「43. 4メガジュール地区」「45メガジュール地区」の表記を撤廃し、「この約款の適用地域」へ統合。

(別表第2) 本支管工事の当社(導管部門)の負担額

「ガスメーター1個につき当社(導管部門)が負担する金額」について、ガスメーターの能力1立方メートル毎時につき76,140円としていたものを、ガスメーターの能力1立方メートル毎時につき78,950円へと熱量等価で金額を変更。

(1)の表を以上の計算により変更したほか、(2)に表記されたガスメーターの能力1立方メートル毎時あたりの金額を変更。

(別表第6) 適用する料金表

「43. 4メガジュール地区」「45メガジュール地区」の表記を撤廃し、内容を旧45メガジュール地区のものに合わせて統一。詳細は下記料金表の通り。

【改定前の43. 4メガジュール地区料金表】

(税込)

一般料金	m3	0~19	20~168	169~	
	基本料金	810.00	1,004.40	3,011.04	
	基準単位料金	140.23	130.17	118.28	
家庭用ガスセントラルヒーティング契約	m3	0~19	20~38	39~144	145~
	基本料金	810.00	1,004.40	1,620.00	3,920.40
	基準単位料金	140.23	130.17	114.21	98.30
家庭用コージェネレーションシステム	m3	0~19	20~48	49~96	97~
	基本料金	810.00	1,134.00	1,836.00	3,348.00
	基準単位料金	132.90	116.11	101.55	85.88

小型空調	一種	基本料金	その他期	冬期
		基準単位料金	3,996.00	3,996.00
	二種	基本料金	85.86	95.93
		基準単位料金	1,620.00	1,620.00
	三種	基本料金	95.95	102.67
		基準単位料金	810.00	810.00
基準単位料金	101.55	108.27		

業務用契約	m3		～4099	4100～
	基本料金		8,640.00	27,000.00
	基準単位料金		77.51	73.02
空調夏期	一種	定額基本料金	21,600.00	-
		流量基本料金	559.85	
		基準単位料金	65.71	
	二種	定額基本料金	12,960.00	-
		流量基本料金	559.85	
		基準単位料金	71.32	
ガス灯契約	基本料金		810.00	-
	基準単位料金		65.70	

【改定後の旧43.4メガジュール地区料金表】

(税込)

一般料金	m3	0～18	19～162	163～	
	基本料金	810.00	1,004.40	3,011.04	
	基準単位料金	145.41	134.96	122.64	
家庭用ガスセントラルヒーティング契約	m3	0～18	19～37	38～139	140～
	基本料金	810.00	1,004.40	1,620.00	3,920.40
	基準単位料金	145.41	134.96	118.41	101.93
家庭用コージェネレーションシステム	m3	0～18	19～46	47～93	94～
	基本料金	810.00	1,134.00	1,836.00	3,348.00
	基準単位料金	137.80	120.38	105.30	89.04

				その他期	冬期
小型空調	一種	基本料金		3,996.00	3,996.00
		基準単位料金		89.02	99.46
	二種	基本料金		1,620.00	1,620.00
		基準単位料金		99.48	106.45
	三種	基本料金		810.00	810.00
		基準単位料金		105.30	112.26

		m3		～3953	3954～
業務用契約		基本料金		8,640.00	27,000.00
		基準単位料金		80.37	75.72
		空調夏期	一種	定額基本料金	
流量基本料金				580.48	
基準単位料金				68.14	
	二種	定額基本料金		12,960.00	-
		流量基本料金		580.48	
		基準単位料金		73.94	
ガス灯契約		基本料金		810.00	-
		基準単位料金		68.13	

(※) 実際に適用する単価 (円/m<sup>3</sup>) は、  
基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定。

その他、約款の実施期日や、文章の変更に伴うページ番号の移動などの形式的な変更。

以上